

## 流通・通作条件整備計画の作成について

令和2年3月31日付け元農振第2665号

### 第1 趣旨

地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日28農振第150号、国道環安8号）別表1の広域農道の要件に掲げる流通・通作条件整備計画（以下「計画」という）については、本通知により定めるところによる。

### 第2 計画の作成等

農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整第336号・21水港第2724号）の別紙1-1の運用1の第4の3の

(1)のアの実施要件を満たす、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日28農振第150号、国道環安8号）別表1に掲げる広域農道の実施に当たっては、以下に定めるところにより当該計画を作成する。

- 1 地方創生道整備推進交付金を充てて当該広域農道を実施しようとする都道府県又は市町村は、地方創生のより一層の充実・強化に寄与し、近年の農産物直売所の増加や高速道路を活用した販路拡大、営農の大規模化等の地域における農業の競争力強化のために必要な流通・通作条件整備の内容と、当該広域農道と関連を有し、効果的な実施により流通・通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた別記様式に定める当該計画を作成するものとする。
- 2 市町村長は当該計画を都道府県知事に提出するとともに、都道府県知事は当該計画を自ら作成したとき又は市町村長から提出を受けたときは、北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長に提出するものとする。
- 3 農林水産省農村振興局長、沖縄総合事務局長又は地方農政局長は、第2項の規定により当該計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

(別記様式)

〇〇地域流通・通作条件整備計画

<p>&lt; 整備区域概要図 &gt;</p> <p>(整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、生産基盤施設(整備された農地、集出荷施設、加工施設)、流通関連施設(農産物直売所や販路となる高速道路、複数の産地を対象とした集出荷施設等)、農業競争力強化に資する関連事業等を記載)</p>	
事項	内容
1. 整備区域の概要	(地域概況を記載)
2. 整備区域における農業構造の現況及び問題点	(地域農業の現状、整備状況、農地集積の状況及び課題等を記載)
3. 地域における農業の振興方向	(作付作物及び土地利用体系等を記載)
4. 整備構想実現のために必要な流通・通作条件整備等の内容	(個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備(受益)面積等を記載)
5. 関連事業の概要	(関連事業地区(施設)毎に、事業名、事業主体、事業概要等を記載)

注) 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段 ( ) 書きとすること。